

労働者派遣法に基づく情報公開

株式会社エステイエス

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、以下情報を公開致します。

<対象期間：2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日>

派遣労働者の数	5 名（無期雇用 4 名・有期雇用 1 名）
派遣先の数	2 社（3 事業所）
派遣料金の平均額	17,137 円（1 人 1 日 8 時間あたり）
派遣労働者の賃金平均額	15,658 円（1 人 1 日 8 時間あたり）
マージン率（※別注 1）	8.6%
労使協定締結の有無	有 有効期限：2024 年 3 月 31 日迄
教育訓練に関する事項 （※別注 2）	<キャリアアップに資する教育訓練> エンジニア基礎、Web アプリ開発基礎、 Web アプリ開発応用、Linux ベーシック、 リーダーシップ研修 <キャリアアップに資するものを除く教育訓練> 安全衛生教育、情報セキュリティ教育
福利厚生に関する事項	・健康保険（関東 IT ソフトウェア健康保険組合） ・厚生年金 ・雇用保険 ・資格取得奨励制度、退職手当制度 ・各休暇制度（年次有給、産前産後、生理、看護、 介護、育児）

（※別注 1）	<マージン率計算式> $\frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$ （マージン率には、雇用主として負担する社会保険料、営業・管理などの人件費、福利厚生費やオフィス賃料など諸経費も含まれています。）
（※別注 2）	教育訓練は派遣元事業主が計画・実施し、対象者の費用負担は一切ありません。